

保育士・保育教諭等として

～全国保育士会からのメッセージ～

全国保育士会 会長 村松幹子



保育士・保育教諭であること

国家資格としての「保育士」 = **専門職**として社会から認知されている

法定化された義務

守秘義務

信用失墜行為の禁止

「保育士は、保育士の信用を傷つけるような行為をしてはならない」

犯罪行為、守秘義務違反、体罰行為等

全国保育士会倫理綱領



すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

私たちは、子どもが現在（いま）を幸せに生活し、未来（あす）を生きる力を育てる**保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。**

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。



あなたにとって

保育の**仕事への誇り**とは何ですか？

保育の仕事への**責任**とは何だと思えますか？

保育士としての**人間性**とはどうあるべきと考えますか？

保育士としての**専門性**とは何を以って言うのだと思えますか？

1人ひとりの子どもを心から尊重するとはどういうことを言うのでしょうか。



保育所保育指針 第1章 総則

1 保育所保育に関する基本原則

(1) 保育所の役割

ア．．．入所する子どもの最善の利益を考慮し．．．．

エ．．．倫理観に裏付けられた専門的知識．．．．．
その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず
努めなければならない。



保育所保育指針

第5章 職員の資質向上

1 職員の資質向上に関する基本的事項

(1) 保育所職員に求められる専門性

- ・・・職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚・・・



「人権擁護のためのセルチェックリスト」

「省察」

自分の行為、生活、性質などをふりかえってみて善悪、是非を考えること（新明解国語辞典）

「子どもを尊重する」

「子どもの人権擁護」

「子どもを置き去りにした保育」

「保育者の都合で進める保育」



チェックリスト活用の目的

- 自らの保育を振り返る自己点検の機会として
- 「子どもを尊重する保育」の言語化
- 今、この時の子どもの姿や表情から「最善の利益」を享受できているかを感じ取る。
- 園としての保育を語り合う風土の醸成
施設長 ←————→ 職員 決して糾弾ではなく



おわりに

今こそ、私たちが行う保育を私たち自身が見つめ、襟を正すべきは正し、「子どもの真の幸福」を願う専門職としての姿勢を発信する時です。

**全国保育士会倫理綱領の内容の真の実践を
当セミナーを通して保育への姿勢の共有を**

皆様お一人お一人が目指す保育士像こそが
保育の魅力を発信します。

全国保育士会は
会員の皆様と共に手をつなぎ、
子どもたちの幸せを守る活動を
続けてまいります。

